

危険な化学物質のはばく露を防ぐ！

2025年度、最終回！！

保護具着用管理者講習

2024年4月1日の労働安全衛生法・労働安全衛生規則等の一部改正により、一定危険性のある化学物質を使用する事業場では化学物質管理者の選任義務化*と、労働者に保護具を使用するときは、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないと定められました。重篤な職業病を防ぐために、ぜひ受講をお願いします。

*化学物質管理者は建設業では資格要件無し、ただし専門的講習等の受講を推奨

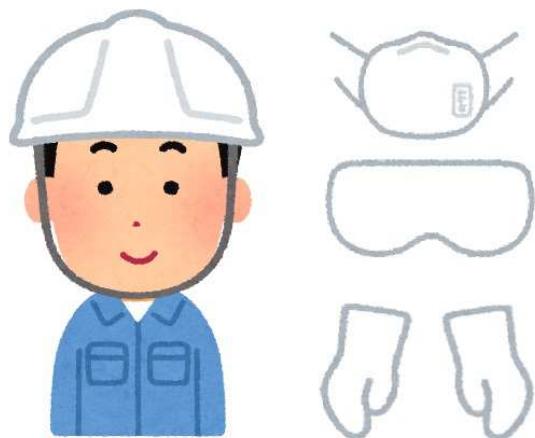
[日付] 2026年1月27日 (火)

[会場] 東京土建技術研修センター
(豊島区池袋1-8-6)

[定員] 30人

[受講料] 15,000円
(未加入の方はテキスト代等がかかります)

[お申込み] ご所属の東京土建各支部



保護具着用管理責任者の役割

呼吸用保護具、保護衣、
保護手袋等の保護具の選択、管理など

保護具着用管理責任者になれる有資格者

- ▶ 「保護具着用管理責任者講習」の修了者
↳ 今回の講習が該当します
 - ▶ 以下の作業主任者を持つ方
 - 特定化学物質・四アルキル鉛
(2006年の法改正前の特定化学物質等、四アルキル鉛等含む)
 - 鉛 ○ 有機溶剤
- 保護具着用管理者講習を受講することが望ましいとされています！

受講者の声

法的に特定化学物質・四アルキル鉛、鉛、有機溶剤、の作業主任者でも管理者にはなれるが、求められる専門知識が違いすぎると、受講して思った。



自分や従業員の命と健康を守るためにも改めて講習を受講して、専門知識を深めた方が良い。



特に野丁場・新丁場で上位会社から資格の確認を求められるケースが増えていると仲間からの声も届いています。この機会に未受講の仲間に積極的な声掛けをお願いします。

東京土建一般労働組合 技術対策部

職業訓練法人東京土建技術研修センター(登録教習機関)